

### (賛成討論)

市議案第127号令和3年度豊中市一般会計補正予算第16号について、賛成の立場ではありますが、討論をします。子育て世帯への臨時特別給付金にしても、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金にしても、国の方針や考えが二転三転し、市民の間にも無用な不公平感や疎外感、不安や困惑を抱いている方々が少なくないと思います。また、判断が困難な非常に曖昧な点が多い中、それらの対応や判断を全て自治体が委ねられていることから、多大な混乱や苦労を余儀なくされている担当部局、担当課の職員の方々は本当に気の毒に思いますし、そのような状況、条件下でも少しでも早く対象者の方々に給付できるように準備を進めて頂いていることに敬意と感謝の意を表します。

ただ、子育て世帯への臨時特別給付金について、本来給付されるべき養育者への給付がなされないと懸念される点や、所得制限により不公平感や疎外感が根強い点について、可能な限り改善や解消を求めて、意見をしておきます。まず、支給基準日以降に離婚された子育て世帯への給付については、婚姻時に生計中心者でなく、離婚後に子どもを養育している親は給付対象外とのことですが、可能な限り、実際に子どもを養育している親に、給付がなされるよう、他市事例も参考に、創意工夫をこらして、きめ細やかな対応にご尽力頂きたいと思います。

一方、所得制限の撤廃については、市長は「国の責務として、所得制限を設けることなく、一律・公平に支給する制度設計が望ましい」との見解を示されました。本来はそうあるべきです。ただ、国がすべきと言って、本市が所得制限の撤廃をしなければ、本市でも約6200世帯、10500人の子どもたちだけが今回の給付金事業から疎外されてしまいます。も、本市の理念である「子どもたち誰一人取り残さない」また、「親の所得で子どもを区別すべきではない」との本市の考えを行動で示すため、本市独自で所得制限を撤廃することを今一度、ご検討頂き、子どもたちや子育て世帯の間での不公平感や疎外感の解消を目指して頂きたいと思います。確かに、本市独自で所得制限を撤廃した場合、その経費は扶助費のみで約10億5000万円と少額ではありませんが、所得制限の独自撤廃をする自治体が少ない中で、中核市であり、対象世帯や対象となる子どもの数も比較的多い本市が所得制限を撤廃することで、本市が「親の所得で子どもを区別しないまち」や「子どもを誰一人取り残さないまち」と市内外から評価されることに大いに繋がるのではないかと思います。今後の市の対応に期待を持って注視したいと意見しておきます。